

## 令和6年度会費は4月分・5月分の配分金から 引き落とします

- 配分金の月額が3,000円以上の場合、年会費を引き落とします。
  - 4月分の配分金額が3,000円以下で引き落せなかった場合、5月分の配分金から引き落とします。ただし、4月または5月、単月で3,000円に満たない場合、引き落としはできません。
  - 引き落としの対象にならなかった会員に対しては、6月に会費振込依頼書を郵送致しますの、郵便局で手続きをお願いします。
- ☆年会費の支払は会員の必須条項です。なお、未納期間が一年を過ぎると、会員資格喪失の対象になります。



### 夫婦会員及び夫婦でプレミアム会員の皆様へ

センターだよりを個々に郵送していましたが、次号より以下のように取り扱いとさせていただきます。

2人ともに就業をしている場合	→	配分金明細書とともに、それぞれに発送
1人だけ就業をしている場合	→	配分金明細書とともに、就業者にのみ発送
2人ともに就業をしていない場合 2人ともにプレミアム会員の場合	→	センターだよりのみを会員番号の早い方の宛名に発送

なお、郵便料金に改定があった際には、2人とも就業をした場合でも配分金明細書を同封させていただきます。同封を希望されない場合は事務局までお申し出ください。

## お仕事紹介



### 体験就業 → 今年は2か所で開催

要定川ふれあい公園 (和田河原地内)	5月24日、6月28日、7月26日、9月27日、10月25日、11月22日 各日ともに9:30～11:30 (第4金曜日)
範茂史跡公園 (怒田地内)	6月14日、7月12日、9月13日、10月11日、11月15日 各日ともに9:30～11:30 (第2水曜日、ただし11月のみ第3水曜日)

- 内容 草取り及び片付け、落ち葉掃き など
- 少雨決行ですがご確認が必要な場合は事務局へ連絡を入れてください。
- 道具・飲み物等は各自ご用意ください。

**参加希望者は必ず ①会員名 ②会員番号**を事務局までご連絡をお願いします。

お仕事に関する申込み、お問い合わせ等は事務局までご連絡下さい。72-0789

## 【フリーランス法の施行への対応等を踏まえて、就業の提供に関する契約関係を見直します】

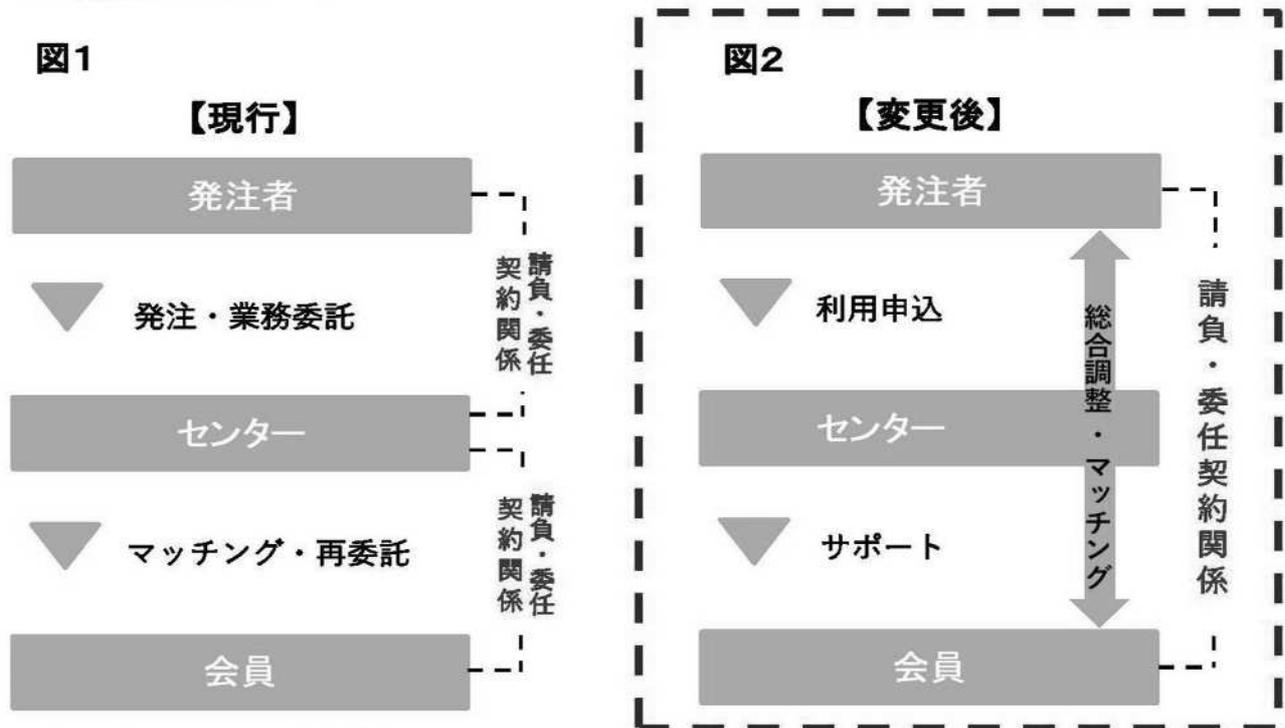
令和6年11月に「フリーランス法」が施行される予定です。この法律の趣旨を踏まえ、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

これはシルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

なお、契約方法の見直しはフリーランス法の施行後を予定していますので、情報は随時提供していきます。



### ■ 見直しのイメージ



### 【新しい契約における会員とセンターの関係】

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応しますのでご安心ください。

